

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和7年10月下旬から 11月上旬にかけて順次 発送	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料 を納付された方
令和8年2月上旬	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険 料を納付された方 ※令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険 料を納付された方は除きます。

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方につきましては、上記発送時期よりも早く電子送付されます。

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

【問合せ先】 ねんきん加入者ダイヤル

【電話番号】 0570-003-004

【受付時間】 ・月～金曜日 午前8時30分～午後7時

・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

・土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税（料）を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

2 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は税務課窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。

お問合せ先：税務課 後期高齢者医療保険担当

☎0175-33-2134